

長井謙副市長が「育休」を取得します

長井副市長が育休を取得します。

男性の育休の取得を推進するため、副市長が率先して取得するものです。特別職のため、育休に関する制度がありませんが、一般職の職員に適用される制度も参考にして、育休を取得します。

また、取得にあたっては公務に支障が生じないように考慮し、取得する日程を決定しております。

育休の取得予定

- 1 育児休業 令和2年1月27日（月）～2月21日（金）の期間のうち3日間
- 2 育児部分休業 令和2年1月27日（月）～2月21日（金）の期間のうち8日間は16時15分で退庁

※上記のほかに8月の出産の際に、出産前後の付添いのために5日間休暇を取得しており、上記の育児休業と併せて8日間取得することになります。

花巻市男性職員の育休の取得状況

<平成30年度の対象者と取得状況>

	対象者	取得者数	取得率	取得者の平均取得日数
①育児休業	21人	0人	0.0%	—日
②育児部分休業		0人	0.0%	—日
③出産付添い等休暇		8人	38.1%	2.5日
④育児参加休暇		1人	4.8%	2.0日

※各休業等の内容

- ①育児休業 3歳未満の子を養育するため、その子の3歳の誕生日の前日までの範囲内で取得
- ②育児部分休業 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日を通じて2時間の範囲内で取得
- ③出産付添い等休暇 配偶者の出産のための入院等の日から出産日後2週間の期間中、付添いのため3日の範囲内で取得
- ④育児参加休暇 未就学児または当該出産の子の養育のため、出産予定日の6週間前から出産の翌日以降8週間の期間中、5日の範囲内で取得